

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一

告示

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…三

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…四

○都道の供用開始……………（同）…六

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…六

規則（公）

○銃砲等又は刀剣類の所持許可等の期間を定める規則及び銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則……………六

告示（公）

○東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会委員長代理の指名……………六

公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…七

規則

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年七月二十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十二号

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則

東京都景観条例施行規則（平成十九年東京都規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一条例第十条第二項第一号の土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更の項中

宅地造成等規制法 （昭和三十六年法律 第百九十一号）	
第八條第一項の規定 による宅地造成に關 する工事の許可の申 請	申請の日
第十一條の宅地造成 に關する工事の協議	協議の日

を

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）			
第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の許可の申請	第十五条第一項の宅地造成等に関する工事の協議	第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請	第三十四条第一項の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議
申請の日	協議の日	申請の日	協議の日

に改める。

附 則

- この規則は、令和六年七月三十一日から施行する。
- この規則の施行の日前に宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項の規定により申請をした者及び同法第十一条の規定により協議をした者の景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第一項の規定により届出すべき行為に係る別表第一の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示

●東京都告示第八百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年七月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

足立区南花畑四丁目十一番一の一部 令和六年七月一日及び同番二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第八百三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第百五十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年七月二十四日

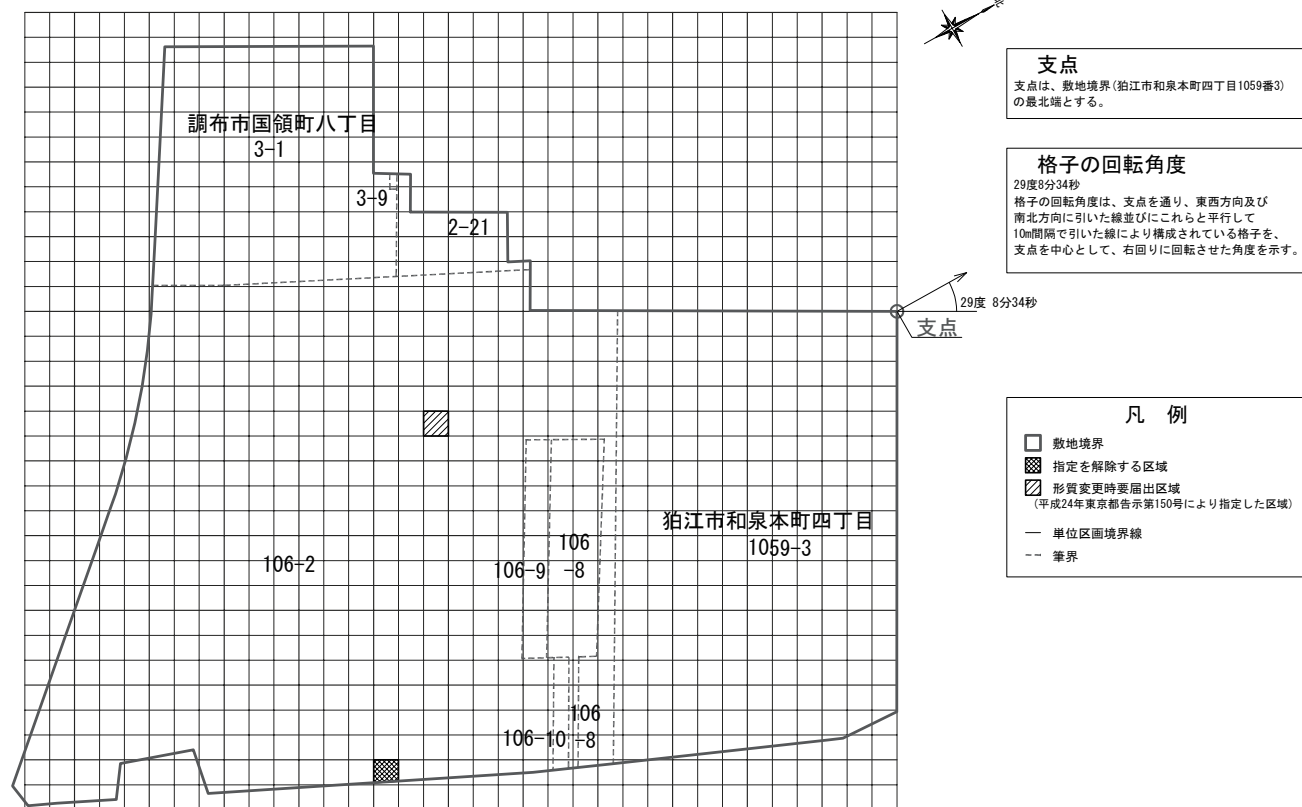
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（狛江市和泉本町四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



●東京都告示第八百三十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第九百四十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年七月二十四日

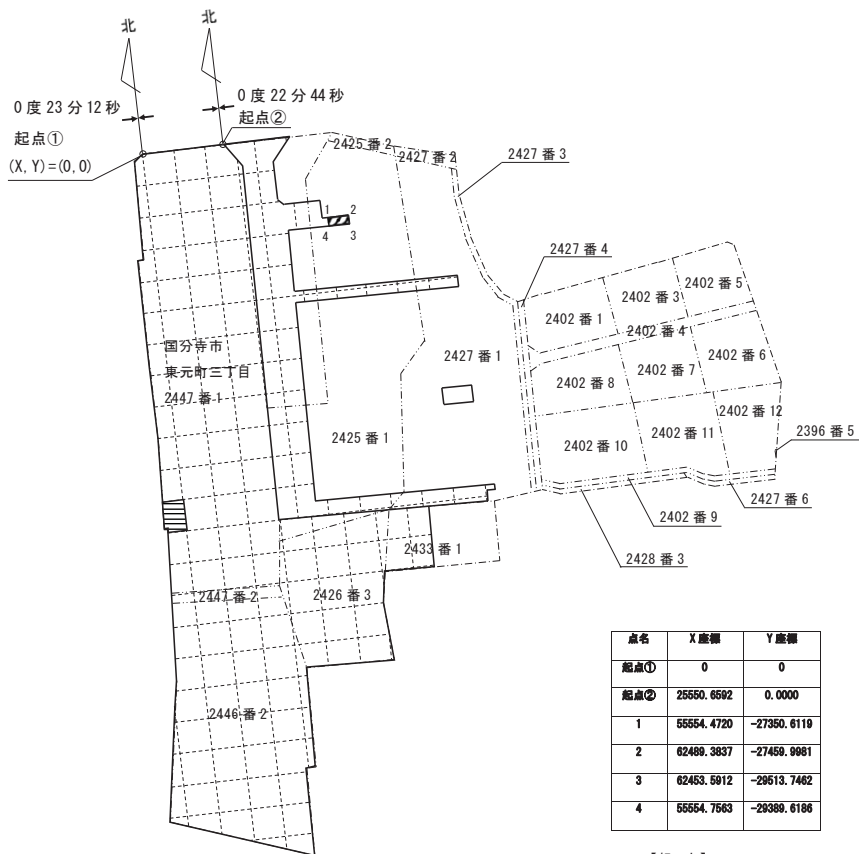
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（国分寺市東元町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【格子の回転角度】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

起点①を通る格子の回転角度(0度23分12秒)

起点②を通る格子の回転角度(0度22分44秒)

点名	X座標	Y座標
起点①	0	0
起点②	25550.6592	0.0000
1	55554.4720	-27350.6110
2	62489.3837	-27459.9981
3	62463.5912	-29513.7462
4	55554.7563	-29389.6186

【起 点】

起点①は、座標値(X, Y)=(0, 0)とする。

起点②は、座標値(X, Y)=(25550.6592, 0.0000)とする。

※座標値は、国分寺市東元町三丁目2447番1の最北端を(X, Y)=(0, 0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

【凡 例】

- 単位区画
- 調査範囲
- 敷地境界
- 筆境界
- 指定を解除する区域
- 形質変更要届出区域
(令和4年東京都告示第965号により指定した区域)

●東京都告示第八百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年七月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名

秋津停車場

二 変更の区間

東村山市秋津町五丁目十一番七十三地先から同所同番七十八地先まで

三 変更の概要

別図表示のとおり

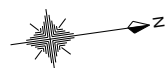
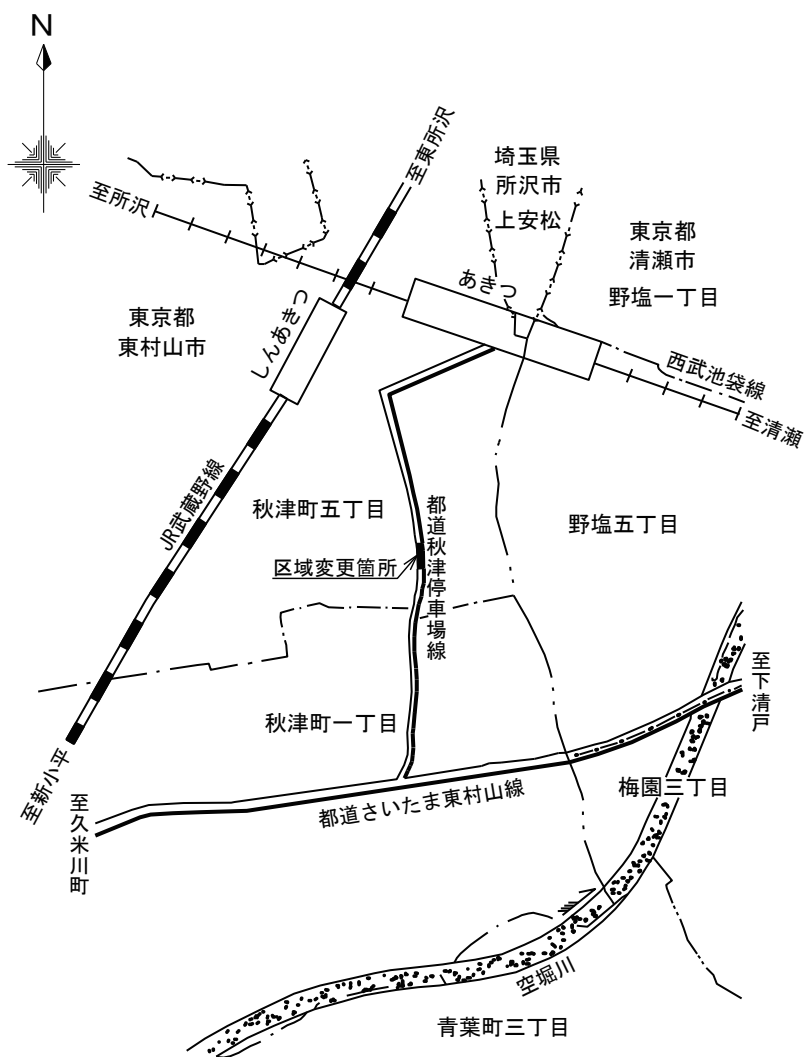
別

都道秋津停車場線区域変更略図

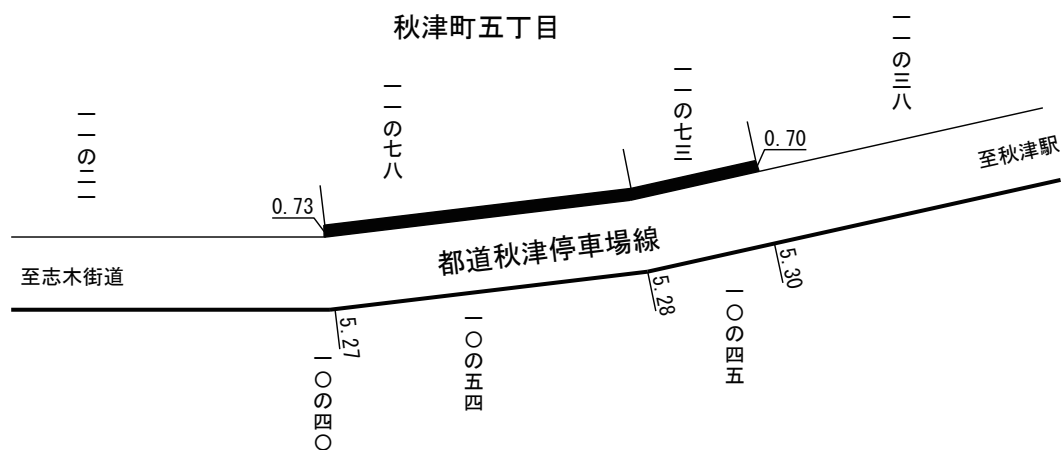
東村山市秋津町五丁目地内

都道
編入区域

延長 二七・八八メートル
面積 一九・七五平方メートル



東村山市
秋津町五丁目



●東京都告示第八百三十六号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。 その関係図面は、令和六年七月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 令和六年七月二十四日 東京都知事 小 池 百合子 秋津停車場 路線名 二 供用開始の区間 東村山市秋津町五丁目十一番七十三地先から同所同番七十八地先まで 三 供用開始の期日 令和六年七月二十四日	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな いと認められる場合には、この限りでない。 四 占用を制限する理由 占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため 五 占用の制限の開始の期日 令和六年七月二十五日	則（昭和55年11月20日東京都公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。 第1条中「第6条第1項」を「第9条第1項」に改める。 第2条中「第6条第2項」を「第9条第2項」に改める。 第3条中「第24条第1項」を「第31条第1項」に改める。 第4条中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改める。 （銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部改正） 第2条 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年6月1日東京都公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。 第1条第2項の表中「第8条第3号」を「第11条第3号」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。
●東京都告示第八百三十七号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。 その関係図面は、令和六年七月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 令和六年七月二十四日 東京都知事 小 池 百合子 路線名 秋津停車場 二 占用を制限する区間 東村山市秋津町五丁目十一番七十三地先から同所同番七十八地先まで 三 制限の対象とする占有物件	銃砲等又は刀剣類の所持許可等の期間を定める規則及び銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年7月24日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 ●東京都公安委員会規則第10号 銃砲等又は刀剣類の所持許可等の期間を定める規則及び銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則（銃砲等又は刀剣類の所持許可等の期間を定める規則の一部改正） 第1条 銃砲等又は刀剣類の所持許可等の期間を定める規	●東京都公安委員会告示第249号 警察法（昭和29年法律第162号）第43条の規定に基づく東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会運営規則（平成13年3月28日東京都公安委員会規則第6号）第9条の規定に基づき東京都公安委員会委員長代理の指名については、令和6年7月24日付けをもって、次のとおりと

した。

令和6年7月24日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬 道明

記

委員長 廣瀬 道明

委員長代理 伊藤 秀樹

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年七月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

多摩市桜ヶ丘三丁目二十三番三、同番四、同番四地先、大

字東寺方字六号六百九十八番、株式会社協進建設
七百五十九番二及び同番十の
代表取締役 秋本 康則

一部

三鷹市井口一丁目百四十一番五、百四十三番五、百四十四号
三鷹市深大寺二丁目一番四

番二、同番八の一部、同番九、聖建設株式会社
代表取締役 生駒 英則

百四十五番一の一部、百六十四番二、同番三、同番九及び同

番十三

発行
東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号
101-0051